

# 令和5年度償却資産申告の手引

令和4年12月

知多市

市税務行政につきましては、日頃からご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。  
さて、償却資産（固定資産税）の申告の時期が近づいてまいりましたので、この「申告の手引」によりご案内させていただきます。

**提出は、1月20日(金)までにご協力を！**

**償却資産の所有者は、資産を所有する限り  
毎年資産の状況を申告書にて申告する必要があります。**

申告書の提出期限は**令和5年1月31日(火)**ですが、事務処理の都合上、上記の期日までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

## ◆手引の目次◆

・申告対象の方	—	P.2	・償却資産の計算方法	—	P.10
・償却資産の申告について	—	P.3	・詳しくお知りになりたい方へ	—	P.11
1 納税義務者・課税標準額・免税点・ 税率・税額・納期			1 建物附属設備の家屋と償却資産の区分		
2 提出書類			2 取得価額・耐用年数の特別な取扱い		
3 提出期限			3 所得税・法人税との比較		
4 申告書の控え			4 課税標準の特例及び非課税について		
5 申告をされない場合又は虚偽の申告を された場合			5 特例及び非課税の一覧表（抜粋）		
・償却資産申告書 記載例	—	P.4	・種類別耐用年数表	—	P.14
・種類別明細書 記載例	—	P.6	（耐用年数省令別表第一・第二より抜粋）		
・償却資産とは	—	P.8	・よくあるお問合せ	—	P.16
1 固定資産税における償却資産とは			・よくお問合せのある耐用年数について（参 考）	—	P.16
2 償却資産の種類					
3 業種別の主な償却資産					

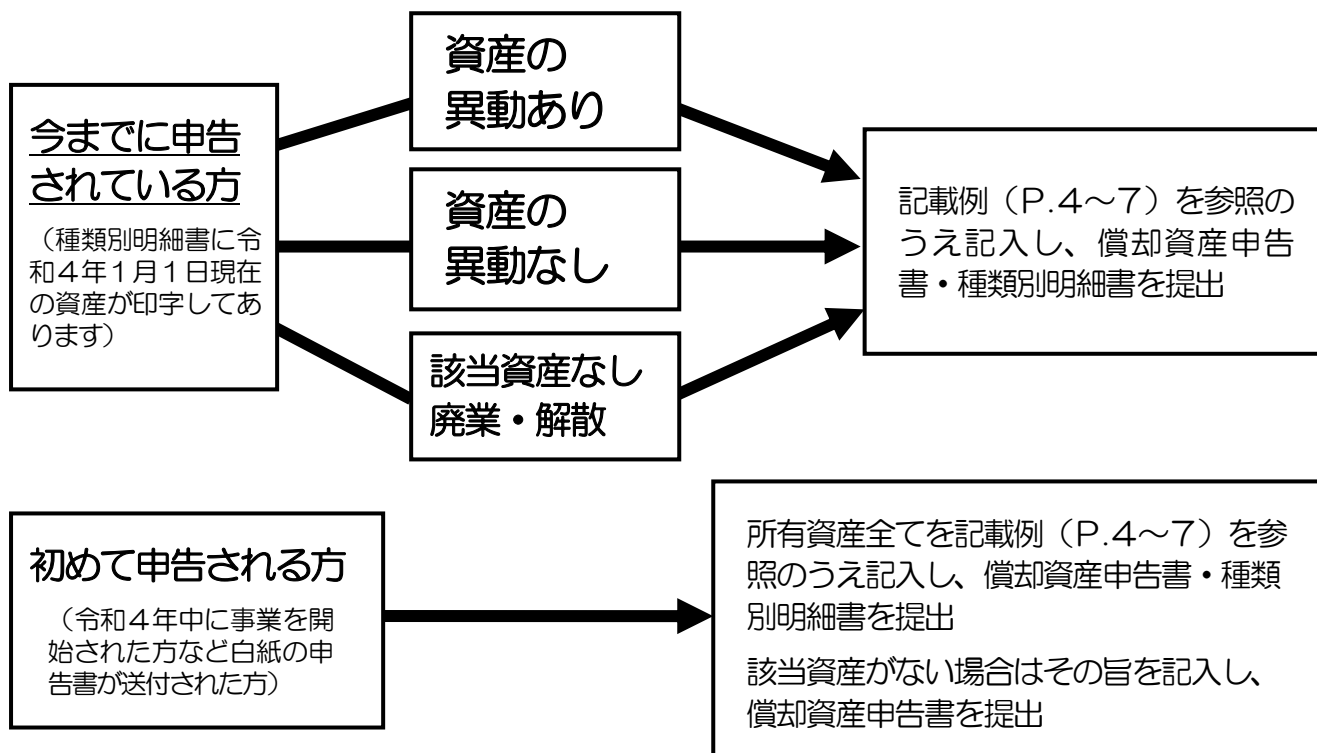
## 【申告書の提出及び問合せ先】

〒478-8601 知多市緑町1番地  
知多市総務部税務課 資産税土地チーム(償却資産担当)  
TEL (0562)33-3151(代表) 内線231  
(0562)36-2635(直通)

※ 郵送提出される方で、控えに受領印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。（同封のない場合は返送いたしませんのでご了承ください。）

## ◆申告対象の方◆

賦課期日1月1日現在に知多市内で事業を営んでいる方で、事業のために使用（又は貸与）する償却資産（以下「資産」といいます。）を所有している方は、資産（固定資産税）の申告をしてください。毎年、申告提出期限までに、所有している資産の状況を償却資産の所在地の市町村長に申告することになっています。（資産を所有していない方も、その旨を申告していただくことがあります。）



### 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入によるお願い

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産の申告書に個人番号または法人番号の記載欄が追加されました。（記載場所等については記載例（P.4・5）をご覧ください。）また、番号の記載と併せて本人確認資料の提示・添付についても、ご協力をお願いいたします。なお、本人確認ができない場合は、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理しますので、ご了承ください。

○本人確認資料（番号確認、本人確認からそれぞれ1つ（コピー可））

- ・番号確認 個人番号カード（裏面）、個人番号が記載された住民票
- ・本人確認 個人番号カード（表面）、運転免許証、パスポート、障がい者手帳などの顔写真付身分証明書（健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は2点必要）

※国民の利便性を高めるという制度の趣旨の元でマイナンバーの記載をお願いしているところですが、記載がない申告書についても受理しています。

【電子申告 eLTAX】（LTAX：エルタックス）による電子申告を受け付けています。エルタックスを利用するためには手続き・準備が必要です。詳しくはエルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

## ◆ 償却資産の申告について ◆

### 1 納税義務者・課税標準額・免税点・税率・税額・納期

納税義務者	賦課期日（毎年1月1日）現在の償却資産の所有者
課税標準額	知多市内に所在する賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額 (ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。)
免税点	課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。 <u>(ただし、150万円未満であっても申告は必要です。)</u>
税額	課税標準額 × 税率 (1.4%) = 税額
納期	年4回 (原則4月、7月、12月、翌年2月)

### 2 提出書類 (記載例はP.4~7参照)

- (1) 申告書
- (2) 種類別明細書
- (3) 特例の申告の場合は特例適用申請書を添付 (市税務課にあります)
- (4) その他 (増加償却の場合は税務署長への届出の写しを添付 等)

### 3 提出期限

令和5年1月31日 (火) ですが、事務処理の都合上 1月20日 (金) までのご提出にご協力をお願いします。

### 4 申告書の控え

申告書及び種類別明細書の2枚目は、ご本人様控えです。

※郵送提出される方で、控えに受領印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。(同封のない場合は返送いたしませんのでご了承ください。)

### 5 申告をされない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合は、市税条例により過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を科すことがありますので、必ず期限までに申告をしてください。また、虚偽の申告をされた場合には、罰金等を科せられることがあります。

# ◆償却資産申告書(償却資産課税台帳) 記載例◆

○  提出日を記載してください。

令和 **5** 年 **1** 月 **6** 日

○ (受付印)

知多市長殿 償

○ (ふりがな) 住所 478-8601

○ (は納税通書送付先) 愛知県知多市緑町1 (電話) **0562**

○ (ふりがな) 氏名 **ちた たろう**  
知多 太郎 (屋号) **太郎農園**

○ (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○ 取得価額

(イ) 欄：前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。なお、申告漏れの資産については、(ハ) 欄に記載してください。

(ロ) 欄：前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ハ) 欄：前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ニ) 欄：取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

資産の種類	取				得			
	前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物		3500	0000	00				
2 機械及び装置		5877	759					<b>80779</b>
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬具								
6 工具、器具及び備品		1671	800					<b>303700</b>
7 合計	110	49559						<b>384479</b>

資産の種類	評 価 額 (ホ)			
	十億	百万	千	円
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

5 年度

【3 個人番号又は法人番号】欄の書き方  
個人番号なら12桁、法人番号なら13桁の通知された番号を  
マス目に沿って右詰めにご記入ください。

却資産申告書(償却資産課税口帳)

3 個人番号又は法人番号 123456789123 -33-3151 印	4 事業種目 (資本金等の額) <b>農業・不動産賃貸</b> ( 20 百万円)	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	5 事業開始年月	平成 20 年 7 月	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	6 この申告に应答する者の係及び氏名	<b>知多 一郎</b> (電話 0562-33-3151)	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	7 税理士等の氏名	<b>愛知 三郎</b> (電話 0562-00-0000)	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 定額法
			14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

価				額			
前年中に取得したもの (ハ)				計(イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)			
十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
							3500000
15	000000			20	796980		
14	67050			28	35150		
16	467050			27	132130		
※ 決定価格 (ハ)				※ 課税標準額 (ト)			
十億	百万	千	円	十億	百万	千	円

15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	① <b>知多市緑町1</b> ② ③
16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	貸主の名称等 <b>トラクター</b> (知多市緑町、借00リース)
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家
18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 ① 資産の増減あり ② 資産の増減なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・転出等 ( 年 月 日)	

記載する必要はありません。

【18 備考】欄の書き方(主なもの)

- 償却資産の異動があった場合は「1」に○
- 償却資産の異動がなかった場合は「2」に○
- 償却資産がない方は、「3」に○
- 前年に事業をやめられた方は、「廃業」もしくは「解散」に○をつけたうえ、やめた年月日を記載
- 知多市から転出された場合は、「転出」に○をつけたうえ、転出した年月日を記載

【電子申請または自社様式で申告される方へ】  
※これまですでに知多市に申告された資産内容を一部修正される場合(取得年月日、取得価格、耐用年数の変更など)は、必ずその旨を備考欄に記入してください。(同封の知多市様式で申告される方は、「種類別明細書」に印字された資産内容を見え消しで修正してください。)

# ◆種類別明細書(増加資産・全資産用) 記載例◆

令和 5 年度			
※ 所 有 者 コ ー ド ※		00001234567	
種類別明細			
※処理区分	行番号	資産の種類	資産の名称等
	01	1 0 0 0 2 0 2 2 6	駐車場アスファルト
	02	2 0 0 0 2 0 2 2 7	給排水設備
	03	2 0 0 0 2 0 2 2 8	耕運機
	04	2 0 0 0 2 0 2 2 9	コンバイン
	05	2 0 0 0 2 0 2 3 0	運搬車
	06	6 0 0 0 2 0 2 3 1	エア
	07	6 0 0 0 2 0 2 3 2	自動
	08	2	パイプハウス
	09	6	接客用イスー式
	10	6	エアコン
	11	6	自動販売機 (中古)
	12	2	太陽光発電設備
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
			小 計

**修正**がある場合には、必要な箇所のみを横線にて抹消し、その下に修正後の数値等を、また摘要欄にその理由を記載してください。

**減少**した資産がある場合には、横線にて抹消し、摘要欄に減少した年月及び理由を記載してください。

**増加**した資産がある場合には、資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数をそれぞれの欄に記載してください。  
新規の方はすべて増加した資産として記載してください。

中古資産の場合は、資産名称の後に (中古) と記載してください。

記載する必要はありません。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、

取得年月の年号  
昭和→「3」  
平成→「4」  
令和→「5」

所得税または法人税の申告で  
用いるものと同じ耐用年数  
を使用してください。(P.14・  
15参照)

特例に該当する資産の場合  
は、特例適用申請書と添付  
書類もご提出ください。

書(増加資産・全資産用)

知 多 太 郎

1 枚のうち

1 枚 目

第二十六号様式別表一 (提出用)

数 量	取得年月			(イ) 取得価額			耐用 年数	減 価 残 存 率	(ハ) 価 額		課税標準 の特例		課 税 標 準 額			増 加 事 由	摘 要
	年 号	年	月	十 億	百 万	千 円			十 億	百 万	千 円	率	コ ー ド	十 億	百 万		
1	4	19	01			3500000	10	0.								1・2 3・4	
1	4	19	01			1661286	15	0.								1・2 3・4	記載する必要はありません。
1	4	10	07			275008	7	0.								1・2 3・4	
1	4	10	07			3557000	7	0.								1・2 3・4	
1	4	10	07			<del>384405</del> 303686	7	0.								1・2 3・4	一部減少
4	4	19	01			1368100	6	0.								1・2 3・4	
1	3	03	07			<del>303700</del>	0	0.								1・2 3・4	R4. 10 廃棄
5543						5000000	7	0.								①2 3・4	
141612						500000	5	0.								1・2 ③4	00市 より移転
25312						684050	6	0.								①2 3・4	申告もれ
1547						283000	3	0.								①2 3・4	
15410						10000000	17	0.								①2 3・4	
								0.								1・2 3・4	
								0.								1・2 3・4	
								0.								1・2 3・4	
								0.								1・2 3・4	

記載する必要はありません。

記載する必要はありません。

一部減少の場合は、減少分を差し引いた  
後の金額を記載してください。

**取得価額** 資産を取得するために通常支出すべき  
金額（当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購  
入手数料、関税、据付費、その他当該資産を事業の用  
に供するために直接要した費用も含む。）

2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

## ◆ 償却資産とは ◆

### 1 固定資産税における償却資産とは

償却資産とは土地・家屋以外の、法人や個人が事業で使用（または貸与）している構築物、機械、器具、備品などの資産のことをいいます。

### 2 償却資産の種類

固定資産税の課税対象となる償却資産（例）

種類	課税対象となるもの	課税対象とならないもの
種類1： 構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、煙突、門、塀、庭園などの緑化施設、外構、農業用の構築物	固定資産税（家屋）の対象となるもの
種類2： 機械 及び装置	工作機械、印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置、農業用機械等、建物附属設備、家屋の所有者が取り付けした受変電設備、中央監視制御装置等、テナントの方が施工した内装工事、太陽光発電設備等	
種類3： 船舶	はしけ、ボート、漁船、汽船、遊覧船等	
種類4： 航空機	飛行機、ヘリコプター等	
種類5： 車両 及び運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車等	自動車税・軽自動車税の対象となるもの
種類6： 工具・器具 及び備品	パソコン、テレビ、ルームエアコン、複写機、レジ、理美容機器、切削工具、測定工具、金庫、ゲーム機器、机、椅子、陳列棚、ネオンサイン、鑑賞・興行用生物医療機器、自動販売機等	
上記以外のもの		無形減価償却資産等（特許権、商標権、工業用水道施設利用権等）

※なお、次の（1）～（10）のような資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- （1）建設仮勘定で経理されている資産
- （2）決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- （3）簿外資産（会社の帳簿に記録されていない資産）
- （4）償却済資産（減価償却を終わった資産）
- （5）減価償却を行っていない資産（赤字決算等のために税務会計上減価償却をしていない資産）
- （6）遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- （7）未稼動資産（既に完成しているが、未だ稼動していない資産）
- （8）取得価額が20万円未満の資産であっても税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産  
（ただし、①耐用年数が1年未満の償却資産 ②取得価額が10万円未満の資産で税務会計上、一時に損金または必要な経費に算入されたもの ③取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金または必要な経費に算入されたものは、償却資産の申告の対象にはなりません。）
- （9）取得価額が30万円未満の資産で税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産
- （10）改良費（資本的支出・新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）

※ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものについては、平成21年度以降、償却資産の申告の対象にはなりません。



### 3 業種別の主な償却資産

業種別	申告の対象となるもの
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、緑化設備、外灯、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売業	ショーケース、日よけ、冷凍庫・冷蔵庫、照明設備、自動販売機等
飲食業	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷凍庫、冷蔵庫、日よけ、室内装飾品等
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医（歯科）業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT スキャン等）、各種事務機器、待合室用いす等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、コンプレッサー、検査工具等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、照明設備等
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、刈払機、コンバイン・トラクター等の農耕用車両（自動車税・軽自動車税の対象とならないもの）、ガラス温室、パイプハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、保冷庫等
不動産貸付業	駐車場等の舗装及び機械設備、看板、門扉、塀、外灯、緑化施設等の外構工事、フェンス、側溝、屋外給排水管、自転車置場、宅配ボックス、太陽光発電設備等

## ◆ 償却資産の計算方法 ◆

申告していただいた資産を、1. 資産の取得年月、2. 資産の取得価額、3. 耐用年数、をもとにして評価額を計算します。ただし評価額の最低限度は取得価額の5%です。

(1) 耐用年数は資産ごとに決まっています (P.14、15参照)。

(2) 前年中 (令和4年) に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \text{「前年中取得」の減価残存率}$$

(3) 前年前 (令和3年以前) に取得した資産の評価額

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \text{「前年前取得」の減価残存率}$$

【減価残存率表 (抜粋)】



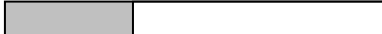
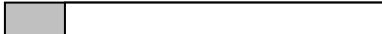

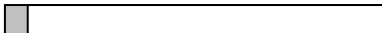

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得		前年中取得	前年前取得
	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	25	0.956	0.912
			12	0.912	0.825			
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	30	0.963	0.926
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	35	0.968	0.936
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	40	0.972	0.944
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	50	0.977	0.955
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	60	0.981	0.962
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880			
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886			
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891			

(注) r…耐用年数に对应的定率法による減価率 (年率)

★例えば・・・★

取得価額 30 万円の看板 (耐用年数 3 年) を購入した場合の評価額

減価残存率 1 年目は 0.732、2 年目以降は 0.464 です。以下ようになります。

取得価額		300,000 円
1 年目		219,600 円 (300,000 円 × 0.732 = 219,600 円)
2 年目		101,894 円 (219,600 円 × 0.464 = 101,894 円)
3 年目		47,278 円 (101,894 円 × 0.464 = 47,278 円)
4 年目		21,936 円 (47,278 円 × 0.464 = 21,936 円)
5 年目		15,000 円 (21,936 円 × 0.464 = 10,178 円)
6 年目		15,000 円 取得額の 5% を最低限度とします。

(注) このように評価額は、耐用年数 (この例では 3 年) を過ぎても取得価額の 5% に相当する額に到達するまでの間は、減価していきます。

## ◆ 詳しくお知りになりたい方へ ◆

### 1 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

- ◆ 償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの
- ◆ 原則、家屋に含めるもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など）

建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

番号	設備等の内容	家屋の所有関係			
		自己所有		借家	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
2	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
3	ルームクーラー、パッケージエアコン（家屋と構造上一体であるものを除く）		○		○
4	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
5	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道管の配管		○		○
6	電気設備（1、2に該当するものを除く）	○			○
7	給排水・衛生設備及びガス設備（5に該当する場合を除く）	○			○
8	冷房、暖房、通風設備（3に該当するものを除く）、ボイラー設備	○			○
9	昇降機設備	○			○
10	消火、排煙、災害報知設備	○			○
11	エアカーテンまたはドア自動開閉設備	○			○
12	床、壁、天井等の仕上げ	○			○

(注) 次のような特定の生産用又は業務用設備については、上記に区分に関わらず、償却資産として課税されます。

#### A 特定の生産用設備

- ・工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管
- ・紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備、集塵設備

#### B 特定の業務用設備

- ・工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・冷凍・冷蔵倉庫、製氷業及びアイススケート場の冷凍・冷蔵設備（配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除く）
- ・ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備又は衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
- ・映画館、演劇場、興行場のスクリーン（映写用）設備、局所照明器具（スポットライト）、音声発生設備及びフィルム処理設備
- ・証券会社に設けられる株式価格表示設備

### 2 取得価額・耐用年数の特別な取扱い

#### (1) 取得価額

取得価額の算出方法は、原則として所得税法または法人税法の取扱いと同じです。ただし圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額とします。

#### (2) 耐用年数

耐用年数は原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用できます。

ア 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数

イ 短縮耐用年数・・・所得税法または法人税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時はその耐用年数。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

### 3 所得税・法人税との比較

項目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	○定率法、定額法の選択制 (平成10年4月以降に取得された建物は定額法のみ)  ○定率法選択の場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用  ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「250%定率法」を適用  ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(所得税・法人税法)
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額の減価償却資産(※1) (使用可能期間が1年未満か、取得価額が10万円未満の資産)	損金または必要な経費に算入したものは課税対象外です	損金算入が可能
一括償却資産(※1) (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金または必要な経費に算入したものは課税対象外です	3年間で損金または必要な経費に算入が可能
中小企業の方が租税特別措置法を適用して取得された30万円未満の減価償却資産(※2)	課税対象となります	損金算入が可能
償却済の減価償却資産	課税対象となります	経費・損金の計上はありません

(※1) 本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ申告ください。

(※2) 中小企業者に該当する個人または法人等(資本金の金額が1億円以下、従業員数が1,000人以下)の青色申告者の方が令和6年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を必要な経費に算入または損金算入することができます(上限あり)。しかし、固定資産税(償却資産)上ではこの規定により必要な経費に算入または損金算入された減価償却資産についても課税の対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ申告ください。

### 4 課税標準の特例及び非課税について

一定の要件に該当するものは、課税標準の特例や非課税が適用され、税負担の軽減が図られます。

特例に該当する場合は、課税標準額に特例率をかけて算定します。なお、特例率は該当する特例内容によって異なります。詳しくはP.13「5 特例及び非課税の一覧表(抜粋)」をご参照ください。

特例の申告にあたっては特例適用申請書を、非課税の申告にあたっては非課税申告書を添えて提出してください。添付書類等につきましては、税務課資産税土地チーム(償却資産担当)までお問合せください。

5 特例及び非課税の一覧表（抜粋）

【特例】

地方税法	項	内容	詳細内容	号	取得時期	期間 (適用年度)	内訳	特例率	
第349条の3	第2項	ガス事業用資産			S64.1.2～	10年間	前5年	1/3	
							後5年	2/3	
	第5項	内航船舶				永年		1/2	
	第23項	信用協同組合等				永年		3/5	
法附則第15条	第2項	公共の危害防止施設等	汚水又は廃液処理施設	第1号	R24.1～6.3.31	永年		1/2 (わかまち)	
				旧第2項第1号	H30.4.1～R2.3.31	永年		1/3 (わかまち)	
				旧第2項第1号	H26.4.1～30.3.31	永年		1/3 (わかまち)	
				旧第2項第1号	H22.4.1～26.3.31	永年		1/3	
				旧第3項第2号	H22.3.31 まで	永年		1/6	
		産業廃棄物処理施設 (石綿等を除く)	第4号口	H30.4.1～R6.3.31	永年		1/3		
	産業廃棄物処理施設	旧第2項第6号	H26.4.1～30.3.31						
		旧第2項第5号	H22.4.1～26.3.31						
		旧第3項第6号	H22.3.31 まで						
		ばい煙処理施設	旧第3項	H22.3.31 まで	永年		1/6		
	ごみ処理施設・ 一般廃棄物最終処分場	旧第5項第5号	H14.3.31 まで	永年		1/6			
	ばい煙発生施設における窒素 酸化物の燃焼改善設備	旧第5項第6号	H14.3.31 まで	永年		1/3			
	第33項	特定事業所内 保育施設			H29.4.1～R5.3.31	5年間		1/2 (わかまち)	
法附則第64条		先端設備等			R34.1～5.3.31	3年間		0 (わかまち)	
法附則第15条 (旧法)	旧第6項	公害防止設備			H14.3.31 まで	永年		1/3	
	旧第9項	産業廃棄物焼却 施設等	産業廃棄物焼却施設		H14.3.31 まで	永年		2/3	
				第1号	H14.4.1～16.3.31				
				第1号	H16.4.1～18.3.31				
		一般粉じん処理施設		H14.3.31 まで	永年		2/3		
				高煙突		H14.3.31 まで	永年		2/3
					第3号	H14.4.1～16.3.31			
	第2号	H16.4.1～18.3.31							
	旧第41項	先端設備等			H30.6.6～R3.3.31	3年間 (R6年度まで)		0 (わかまち)	
	旧第43項	経営力向上設備 等			H28.7.1～31.3.31	3年間 (R4年度まで)		1/2	

【非課税】

地方税法	項	号	内容	期間
第348条	第2項	旧第6号の2 (H9.1.1 までに設置したもの)	土堤・簡易土堤・防爆壁・障壁・流出油等防止堤	永年
		第10号の5	老人福祉施設	永年
		第10号の7	社会福祉事業	永年
	第4項		農協等の事務所・倉庫	永年

※ この表は令和4年10月現在のもので、法改正等により内容を変更する場合があります。  
 ※ 記載されている取得時期・適用年度以降に取得された資産の特例率についてはお問合せください。

◆種類別耐用年数表（耐用年数省令別表第一より抜粋）◆

種類	細目	構造又は用途	耐用年数
建物（種類1）	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	38
		・れんが造、石造又はブロック造のもの	34
	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	・金属造のもの	
		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの	31
	骨格材の肉厚が3mm以下のもの	・木造又は合成樹脂造のもの	19
		・木骨モルタル造のもの	17
		15	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
建物（種類1）	簡易建物	・木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10
		・掘立造のもの及び仮設のもの	7
構築物（種類1）	農林業用のもの	・主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	
		果樹棚又はホップ棚	14
		その他のもの	17
		・主として金属造のもの	14
	広告用のもの	・主として木造のもの	5
		・土管を主としたもの	10
	緑化施設及び庭園	・主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	8
		・その他のもの	20
	舗装道路及び舗装路面	・コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		・アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
金属造のもの	・ビチューマルス敷のもの	3	
	・露天式立体駐車設備	15	
建物附属設備（種類2）	電気設備（照明設備を含む。）	・蓄電池電源設備	6
		・その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備	・冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	15
		・その他のもの	13
	昇降機設備	・エレベーター	17
		・エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	・エアーカーテン又はドア自動開閉設備	8
		・その他のもの	12
	アーケード又は日よけ設備	・主として金属製のもの	15
		・その他のもの	8
	可動間仕切り	・簡易なもの	3
		・その他のもの	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	・主として金属製のもの	18	
	・その他のもの	10	
車両及び運搬具（種類5）	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	・自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
		小型車（貨物自動車にあつては積載量が2t以下、その他のものにあつては総排気量が20以下のものをいう。）	3
		その他のもの	
		大型乗用車（総排気量が30以上のものをいう。）	5
		その他のもの	4
	前掲のもの以外のもの	・乗合自動車	5
		・自転車及びリヤカー	2
		・自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が0.660以下のものをいう。）	4
		その他のもの	6
その他	・二輪又は三輪自動車	3	
	・自転車	2	
	・フォークリフト	4	
	・その他のもの		
	・自走能力を有するもの	7	
		その他のもの	4

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
工具（種類6）	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）		5
		治具及び取付工具	3
	ロール	・金属圧延用のもの	4
		・なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	3
	型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工具	・プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		・その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカッペ		3
	前掲のもの以外のもの	・白金ノズル	13
		・その他のもの	3
器具及び備品（種類6）	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	・事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		・応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		・ベッド	
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	2 事務機器及び通信機器	・その他の家具	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		・ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
		・冷房用又は暖房用機器	6
		・電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		・氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
		・カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
3 時計、試験機器及び測定機器	・じゅうたんその他の床用敷物		
	小売業、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3	
	その他のもの	6	
	・室内装飾品		
	主として金属製のもの	15	
	・食事又は厨房用品		
	陶磁器製又はガラス製のもの	2	
	その他のもの	5	
	・その他のもの		
	主として金属製のもの	15	
その他のもの	8		
5 光学機器及び写真製作機器	・謄写機器及びタイプライター		
	孔版印刷又は印書業用のもの	3	
	その他のもの	5	
	・電子計算機		
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4	
その他	その他のもの	5	
	・複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	
	・その他の事務機器	5	
	・テレタイプライター及びファクシミリ	5	
	・インターホーン及び放送用設備	6	
その他	・電話設備その他の通信機器		
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
	その他のもの	10	
	・時計	10	
	・度量衡器	5	
その他	・試験又は測定機器	5	
	・オペラグラス	2	
	・カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	
	・引伸器、焼付器、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	

種類	構造又は用途	細目	耐用年数
器具及び備品（種類6）	6 看板及び広告器具	・看板、ネオンサイン及び気球	3
		・その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	7 理容又は美容機器		5
	8 医療機器	・消毒殺菌用機器	4
		・手術機器	5
		・血液透析又は血しょう交換用機器	7
		・ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		・調剤機器	6
		・歯科診療用ユニット	7
		・光学検査機器	
		ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
		・その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6	
	10 生物	・植物	
		貸付業用のもの	2
その他のもの		15	
・動物			
魚類		2	
鳥類		4	
その他のもの	8		
11 前掲のもの以外のもの	・シート及びロープ	2	
	・きのこ栽培用ほだ木	3	
	・漁具	3	
	・葬儀用具	3	
	・楽器	5	
	・自動販売機（手動のものを含む。）	5	
	・無人駐車管理装置	5	
	・焼却炉	5	
	・その他のもの		
	主として金属製のもの	10	
その他のもの	5		
12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	・主として金属製のもの	15	
	・その他のもの	8	

番号	設備の種類	細目	耐用年数
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
		その他の設備	7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
		需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
		鉄道又は軌道業用変電設備	15
		その他の設備	
主として金属製のもの	17		
その他のもの	8		
32	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備	
		鑄鉄製導管	22
		鑄鉄製導管以外の導管	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
その他のもの	8		
33	熱供給業用設備		17
34	水道業用設備		18
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
39	道路貨物運送業用設備		12
40	倉庫業用設備		12
41	運輸に附帯するサービス業用設備		10
42	飲食料品卸売業用設備		10
43	建築材料、鈦物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）	13
		その他の設備	8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
その他のもの	8		
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備	8
		その他の設備	14
47	宿泊業用設備		10
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
53	自動車整備業用設備		15
54	その他のサービス業用設備		12
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
		その他の設備	
		主として金属製のもの	17
その他のもの	8		

◆種類別耐用年数表（耐用年数省令別表第二より抜粋）◆

番号	設備の種類	細目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		10
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
		黒鉛化炉	3
		その他の設備	7
		その他の設備	7
4	木材又は木製品（家具除く）製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	
		モニタ印、写真又は通信設備	3
		その他の設備	10
その他の設備	10		
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9

## ◆よくあるお問合せ◆

Q. 資産を増やしたり、捨てたりしてないけど申告するのですか？

A. 資産の異動がなくても申告が必要です。

Q. 住所が知多市外なのですが、知多市に申告するのですか？

A. 知多市に資産があれば申告してください。（資産がある市町村に対して申告が必要です。）

Q. 一つの資産の課税標準額が150万円以上だと課税されるのですか？

A. 全ての資産の合計で判断します。（一つひとつの資産の課税標準額が150万円未満でも、合計して150万円以上だと課税されます。）

Q. 課税されていなくても申告するのですか？

A. 資産を所有する限り申告が必要です。

Q. 少額資産だけでも申告するのですか？

A. 申告が必要な場合があります。（詳しくはP.8下部の（8）又はP.12をご覧ください。）

Q. 耐用年数を過ぎた資産も申告するのですか？

A. 申告が必要です。（固定資産税においては、取得価額の5%が評価額の最低限度となります。）

Q. 使っていない資産も申告するのですか？

A. 事業に使う目的で所有されており、使用できる状態であれば申告が必要です。

## ◆よくお問合せのある耐用年数について（参考）◆

- |        |                                 |                 |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| (不動産業) | ・コンクリート舗装 (15年)                 | ・アスファルト舗装 (10年) |
|        | ・自転車置き場 (7年)                    | ・フェンス (10年)     |
|        | ・植え込み (20年)                     | ・看板 (金属製：20年)   |
|        | ・駐車場設備 (15年)                    | (金属製以外：10年)     |
|        | ・太陽光発電設備 (17年)                  |                 |
| (農業)   | ・農業用機械 (コンバイン、耕運機、トラクター ※) (7年) |                 |
|        | ・ビニールハウス (金属造：10年)              | (金属造以外：5年)      |

※自動車税や軽自動車税のかかる資産は申告対象ではありません。